

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機燃料取り出し用構台設置に伴うランウェイガード挿入箇所の施工）に係る面談
2. 日時：令和5年10月3日（火）10:00～11:30
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
石井安全審査官、山下安全審査専門職  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
プロジェクトマネジメント室 担当3名（テレビ会議システムによる出席）  
福島第一原子力発電所 担当6名（テレビ会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（2号機燃料取り出し用構台設置に伴うランウェイガード挿入箇所の施工）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は説明を受けた内容について事実関係を確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。

##### <まとめ資料関係>

- 原子炉建屋南側開口設置作業について、本年3月24日の福島第一原子力発電所における循環注水冷却・滞留水等に係る定例会で説明があった作業手順をまとめ資料に記載すること。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 10. 放射性気体廃棄物の処理・管理」に関して、放射性物質の放出監視を目的に設置した、ダストモニタの警報設定値の設定の考え方と警報発報時の対応について示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 11. 放射性物質の放出抑制による敷地周辺の放射線防護等」に関して、開口設置作業に伴い放出される放射性物質による敷地境界線量の評価にあたっては、既認可の気象条件を用いること。あわせて、セシウム-134及びセシウム-137を評価対象核種とした理由を示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 12. 作業員の被ばく線量の管理等」に関して、類似作業である原子炉建屋西側開口設置作業時における雰囲気線量及び作業員の被ばく実績を示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 14. ② 自然現象に対する設計上の考慮」に関して、Ss900に対する開口設置後の原子炉建屋における耐震安全性について、Ss600に対する耐震壁の最大せん断ひずみから求めた概算評価の手法を示すこと。

##### <あと施工アンカーの施工実績による実施計画の変更関係>

- アンカー位置の見直しに伴い、アンカーピッチが300mm未満のアンカーを有効本数に含めないとして評価した理由、ピッチの変更によりアンカー1本あたりの許容強

度が低下する理由を説明すること。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

## 6. 資料

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（2号機燃料取り出し用構台設置に伴うランウェイガーダ挿入箇所の施工について）
- 指摘事項リスト（まとめ資料への反映箇所）（案件：2号機燃料取り出し用構台設置に伴うランウェイガーダ挿入箇所の施工について）
- あと施工アンカーの施工実績による実施計画の変更について

（参考）

福島第一原子力発電所における循環注水冷却・滞留水等に係る定例会（令和5年3月24日）

<https://www2.nra.go.jp/disclosure/meeting/FAM/202303.html>

以上